



# 山形県公報

平成18年12月19日(火)

号 外(44)

## 目 次

### 条 例

特別職の職員に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例.....(人事課)...	3
やまがた緑環境税条例.....(税政課)...	4
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例.....(市町村課)...	5
山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例.....(情報企画課)...	6
やまがた緑環境税基金条例.....(みどり自然課)...	8

### 本号で公布された条例のあらまし

特別職の職員に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例 (県条例第59号) (人事課)

1 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正

一般地方独立行政法人等職員を退職し、引き続いて副知事等となった者(以後引き続いて副知事等となった場合を含む。)の在職期間の通算に関し、所要の措置を講ずることとした。

2 山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

国家公務員等を退職し、引き続いて教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)となった者(以後引き続いて教育長となった場合を含む。)の在職期間の通算及び退職手当の額に関する規定を設けるとともに、当該教育長が退職し、引き続いて教育長又は国家公務員等となった場合は、当該退職に伴う退職手当は、支給しないこととした。

3 関係条例の規定の整備を行うこととした。(附則第2項関係)

やまがた緑環境税条例 (県条例第60号) (税政課)

1 この条例は、森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、やまがた緑環境税として、県民税の均等割の税率に関し山形県県税条例の特例を定めることを目的とすることとした。(第1条関係)

2 個人の県民税の均等割の税率は、山形県県税条例第36条に定める額に1,000円を加算した額とすることとした。(第3条関係)

3 法人等の県民税の均等割の税率は、山形県県税条例第43条の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とすることとした。(第4条関係)

4 その他

(1) この条例は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度以後の年度分の個人の県民税の均等割及び同日以後に終了する事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割について適用することとした。

(2) その他所要の経過措置を定めることとした。(附則第5項関係)

(3) 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第6項関係）

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（県条例第61号）（市町村課）

- 1 山形県本人確認情報保護審議会を山形県個人情報保護運営審議会に統合することとした。
- 2 この条例は、平成18年12月27日から施行することとした。

山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（県条例第62号）（情報企画課）

- 1 この条例は、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とすることとした。（第1条関係）

- 2 この条例における主な用語の意義を定めることとした。（第2条関係）

#### 3 電子情報処理組織による申請等

(1) 県の機関等は、申請等のうち他の条例等により書面等により行うこととしているものについては、県の機関等の規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができることとした。（第3条第1項関係）

(2) (1)により行われた申請等については、書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令又は条例等を適用することとした。（第3条第2項関係）

(3) (1)により行われた申請等は、県の機関等の使用に係る電子計算機のファイルに記録された時に到達したものとみなすこととした。（第3条第3項関係）

(4) (1)の場合において、県の機関等は、他の条例等により署名等を行うこととしているものについては、県の機関等の規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができることとした。（第3条第4項関係）

#### 4 電子情報処理組織による処分通知等

(1) 県の機関等は、処分通知等のうち他の条例等により書面等により行うこととしているものについては、県の機関等の規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができることとした。（第4条第1項関係）

(2) (1)により行われた処分通知等については、書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する法令又は条例等を適用することとした。（第4条第2項関係）

(3) (1)により行われた処分通知等は、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機のファイルに記録された時に到達したものとみなすこととした。（第4条第3項関係）

(4) (1)の場合において、県の機関等は、他の条例等により署名等を行うこととしているものについては、県の機関等の規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができることとした。（第4条第4項関係）

#### 5 電磁的記録による縦覧等

(1) 県の機関等は、縦覧等のうち他の条例等により書面等により行うこととしているものについては、県の機関等の規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて電磁的記録に記録されている事項等の縦覧等を行うことができることとした。（第5条第1項関係）

(2) (1)により行われた縦覧等については、書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令又は条例等を適用することとした。（第5条第2項関係）

#### 6 電磁的記録による作成等

(1) 県の機関等は、作成等のうち他の条例等により書面等により行うこととしているものについては、県の機関等の規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて電磁的記録の作

- 成等を行うことができることとした。（第6条第1項関係）
- (2) (1)により行われた作成等については、書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する法令又は条例等を適用することとした。（第6条第2項関係）
- (3) (1)の場合において、県の機関等は、他の条例等により署名等を行うこととしているものについては、県の機関等の規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができることとした。（第6条第3項関係）
- 7 県は、手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講じ、安全性及び信頼性を確保し、手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならないこととした。（第7条関係）
- 8 知事は、少なくとも毎年度1回、この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について取りまとめ、インターネット等により公表するものとした。（第8条関係）
- 9 その他
- (1) この条例は、平成19年3月1日から施行することとした。
- (2) 関係条例の規定の整備を行うこととした。（附則第2項～第4項関係）
- やまがた緑環境税基金条例（県条例第63号）（みどり自然課）
- 1 森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策を実施するため、やまがた緑環境税基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、やまがた緑環境税条例第3条及び第4条の規定による加算額に係る収納額に相当する額とし、予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。（第3条及び第4条関係）
- 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）
- 5 基金は、1に掲げる施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第6条関係）
- 6 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。

---

## 条 例

---

特別職の職員に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第59号

特別職の職員に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例

（特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正）

第1条 特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和29年1月県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「掲げる者」を「掲げる者（以下「国家公務員等」という。）」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）、地方公社（一般職の条例第7条の4第1項に規定する地

方公社をいう。)又は公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該一般地方独立行政法人等に使用される者となつた場合に、地方公務員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)(一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて副知事等となるため当該一般地方独立行政法人等から退職手当の支給を受けずに退職する場合に限る。)

その者の当該一般地方独立行政法人等における退職手当に関する規程に規定する一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間

(4) 前3号に掲げる者に類する者として規則で定めるもの 規則で定める勤続期間

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める者にあつては、規則で定める額とする。

第5条第2項第2号中「国家公務員又は一般職員」を「国家公務員等」に、「又は給料月額」を「若しくは給料月額又は給与のうちこれらに相当するもの」に改め、同条第5項中「国家公務員」を「国家公務員等」に改め、同条に次の1項を加える。

6 前各項に規定するもののほか、国家公務員等を退職し、引き続いて副知事等となつた者が退職した場合の退職手当に関し必要な事項は、規則で定める。

(山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和49年12月県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「一般職の職員が」を「一般職の職員(国家公務員等である者を除く。以下この条において同じ。)」が」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

第6条 特別職の職員に対する退職手当支給条例(昭和29年1月県条例第1号)第5条の規定は、同条第1項に規定する国家公務員等(以下「国家公務員等」という。)を退職し、引き続いて教育長となつた者が退職した場合の退職手当について準用する。この場合において、同項中「副知事、出納長、企業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員又は常勤の人事委員会の委員(以下「副知事等」という。))とあるのは「教育長」と、「副知事等としての」とあるのは「教育長としての」と、同項第3号及び同条第2項から第6項までの規定中「副知事等」とあるのは「教育長」と、同条第1項第4号、第2項及び第6項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第2項中「前2条」とあるのは「第4条第2項及び第3項並びに第5条」と、同条第5項中「第2条」とあるのは「第4条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正)

2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和63年3月県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「及び第5条並びに」を「から第6条まで及び」に改める。

第10条中「第9条において」を「第10条において」に改める。

やまがた緑環境税条例をここに公布する。

平成18年12月19日

## 山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県条例第60号

## やまがた緑環境税条例

## （目的）

第1条 この条例は、森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、やまがた緑環境税として、県民税の均等割の税率に関し山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号。以下「県税条例」という。）の特例を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、県税条例において使用する用語の例による。

## （個人の県民税の均等割の税率の特例）

第3条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第36条の規定にかかわらず、同条に定める額に1,000円を加算した額とする。

## （法人等の県民税の均等割の税率の特例）

第4条 法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第43条の規定にかかわらず、同条の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

## 附 則

## （施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## （適用区分）

2 第3条の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の県民税の均等割について適用する。

3 第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割について適用する。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る法第53条第1項の申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第53条第1項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）又は法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る同条第2項の申告書の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る県民税として納付した又は納付すべきであった県民税については、第4条の規定は適用しない。

## （経過措置）

5 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（県内に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第36条」とあるのは「県税条例第36条及び山形県県税条例の一部を改正する条例（平成17年7月県条例第74号）附則第5項」と、「同条」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同条」と、「1,000円」とあるのは「600円」とする。

## （検討）

6 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

---

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県条例第61号

## 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年7月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（審議会）」に改め、同条中「として、山形県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く」を「は、山形県個人情報保護運営審議会とする」に改める。

第3条から第7条までを削り、第8条を第3条とし、第9条を第4条とする。

## 附 則

- 1 この条例は、平成18年12月27日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に山形県本人確認情報保護審議会に諮問されている事項については、山形県個人情報保護運営審議会に諮問されているものとみなす。

山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成18年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県条例第62号

## 山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

## （目的）

第1条 この条例は、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程及び議会の規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 県の機関等 県の機関及び市町村の機関（地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により、知事又は教育委員会の権限に属する事務の一部を処理する場合に限る。）をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行

うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等の規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令又は条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関等に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、県の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の機関等の規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 県の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等の規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する法令又は条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、県の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の機関等の規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 県の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等の規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令又は条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 県の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等の規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する法令又は条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、県の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかに

する措置であって県の機関等の規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（県の手続等に係る情報システムの整備等）

第7条 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 県は、県の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）

第8条 知事は、少なくとも毎年度1回、県の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について取りまとめ、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年3月1日から施行する。

（山形県行政手続条例の一部改正）

2 山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項第2号中「含む。」を「含む。」又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に改める。

（特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

3 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年6月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第6条 申請等を行う者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下この条において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。

2 知事が、情報通信技術利用法第4条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合又は情報通信技術利用法第5条第1項の規定に基づき電磁的記録に記録されている事項若しくは当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。

3 情報通信技術利用法第3条第4項及び第4条第4項の主務省令で定める措置は、それぞれ規則で定める措置とする。

（山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

4 山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年10月県条例第98号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「者を」を「者（県の機関及び市町村の機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により、知事又は教育委員会の権限に属する事務の一部を処理する場合に限る。）を除く。）を」に改め、同条第2号中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

やまがた緑環境税基金条例をここに公布する。

平成18年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第63号

やまがた緑環境税基金条例

（設置）

第1条 森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策を実施するため、やまがた緑環境税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、やまがた緑環境税条例（平成18年12月県条例第60号）第3条及び第4条の規定による加算額に係る収納額に相当する額とし、予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費（やまがた緑環境税条例第3条及び第4条の規定による加算額に係る賦課徴収に要する経費を含む。）に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

平成18年12月19日印刷  
平成18年12月19日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056